

# 賃金構造基本統計調査における匿名データの提供に係る検討状況について

厚生労働省政策統括官

(統計・情報政策、政策評価担当)

# 賃金構造基本統計調査の匿名データの提供について

「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成30年3月6日閣議決定)

別表 今後5年間に講ずる具体的施策

2(3)働き方の変化等をよりの確に捉える統計の整備

賃金構造基本統計調査における匿名データの提供について、政府全体での検討状況も踏まえ、匿名データ化の手法が確立している世帯調査の手法を準用できる可能性のある個人票の提供を優先的に検討する。

諮問第127号の答申(平成31年4月26日)

2 (2)個人票における匿名データの提供検討

本課題について、厚生労働省は、個人票には都道府県、産業、企業規模等、報告者の特定につながりやすい情報が付与されていることから、総務省統計研究研修所の支援も受けつつ、世帯調査における匿名データ化の手法を準用する可能性を含め、匿名データ化の可能性、匿名データを作成する場合の基準等を、引き続き検討するとしている。

これについては、匿名データ化の検討に当たり、個人票の情報のみならず、当該事業所票の情報を付加することも含め、利用者にとってより利便性の高いデータ提供に向けた検討を推進する必要がある。

## これまでの検討状況

これまで、令和2年調査における調査方法の見直し、調査対象職種の見直し、学歴区分の細分化等の第Ⅲ期基本計画において示された課題に係る検討を優先して取り組んできており、匿名データの提供に係る検討については、現在は、データ項目毎に匿名化を行う上での課題の洗い出しを行っている状況に止まっているところ。

第Ⅲ期基本計画において、「匿名データ化の手法が確立している世帯調査の手法を準用できる可能性のある個人票の提供を優先的に検討する」とされたところであるが、

- ① 賃金構造基本統計調査は事業所を対象として実施しており、個人票データのみでの提供では利用者の期待に応えることにはならないと考えられること
- ② 事業所調査では、現在匿名データの提供を行っている例が他にない状態であり、いちからの検討が必要であること
- ③ 事業所票の情報と個人票の情報が合わさることにより、個人、事業所の特定が可能となることも想定され、個人調査を伴わない事業所調査よりも困難度が高いと考えられること

などの課題が挙げられる。

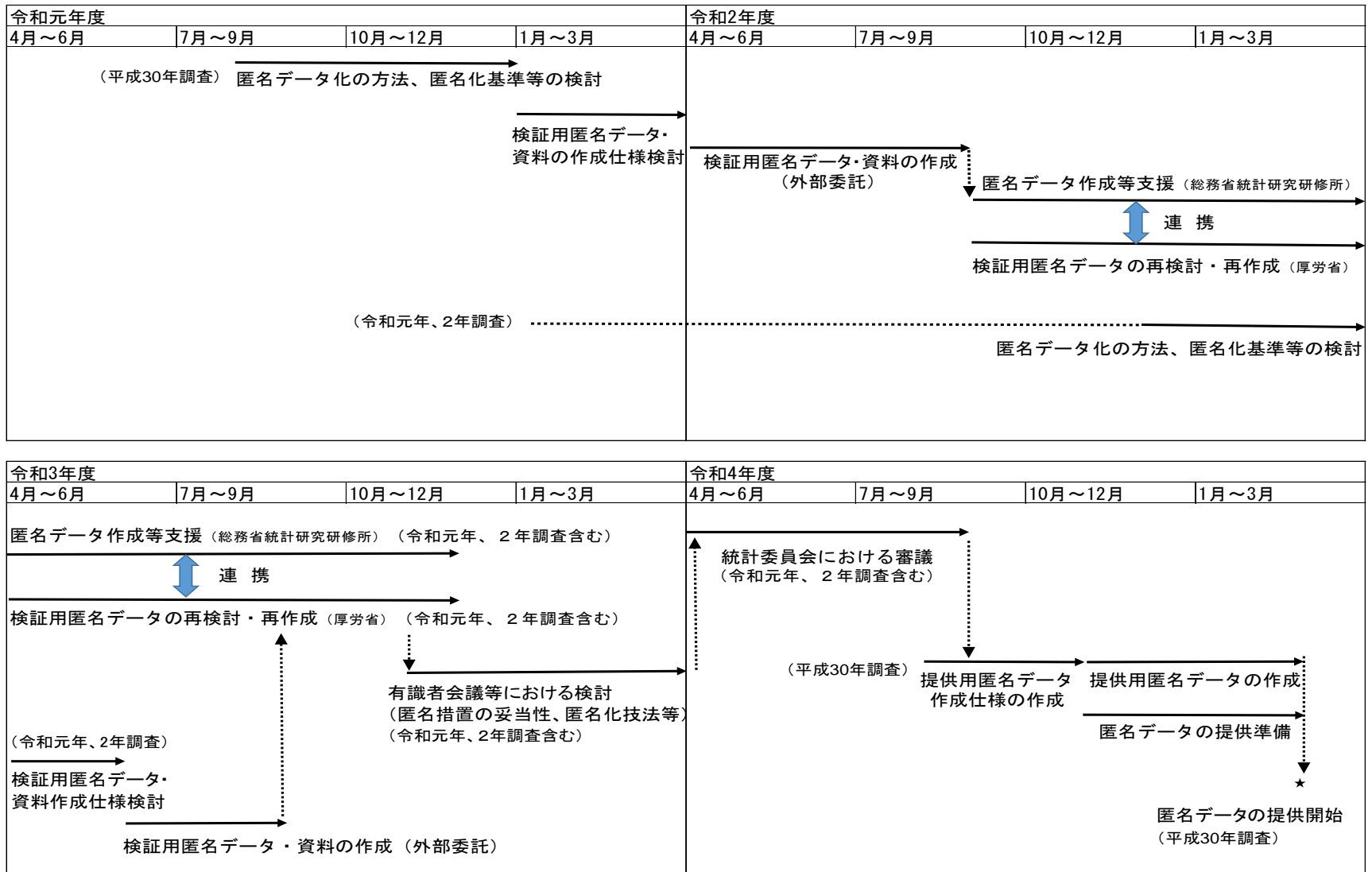
今後は、匿名データ化の方法や匿名化基準等について、総務省統計研究研修所の支援を受けつつ、引き続き検討を進めることとしている。

## 想定される検討課題

- ① 事業所系調査である賃金構造基本統計調査における匿名データ化について、世帯調査における匿名データ化の手法(リサンプリング、しきい値の設定、データの並べ替え、個人識別情報の匿名化等)が準用できるか否かを含め、匿名データ化の方法や匿名化基準等について検討。
- ② 賃金構造基本統計調査における匿名データ化については、事業所票における情報(産業分類、企業規模、地域等)又は個人票の情報(性、雇用形態、就業形態、学歴、年齢、勤続年数、職種、所定内実労働時間数、超過労働時間数、きまって支給する現金給与額、所定内給与額等)をそれぞれ単独で用いた場合における事業所及び個人の匿名データ化について検討するだけでなく、事業所票の情報と個人票の情報を合わせて用いた場合における事業所及び個人の匿名データ化についても検討。
- ③ 匿名データは、万が一被調査者(事業所又は個人)が特定された場合、統計調査に対する国民の信頼が失われ、その信用を回復することは容易でないため、確実な匿名化措置を施すことが必要である。特に、事業所系調査では、現在匿名データの提供を行っている例が他にない状態。このため、匿名化措置の妥当性等について検討する有識者会議等においては、使用者団体及び労働者団体の代表にも参加いただき検討。
- ④ 賃金構造基本統計調査については、令和2年調査から調査計画を変更し、学歴区分、職種区分等の調査事項について見直しをすることとしている。このため、学歴区分、職種区分等の調査事項については、令和2年調査の結果公表後に再度検討(検討に当たっては令和2年調査の結果データが必要)。

## 今後のスケジュール

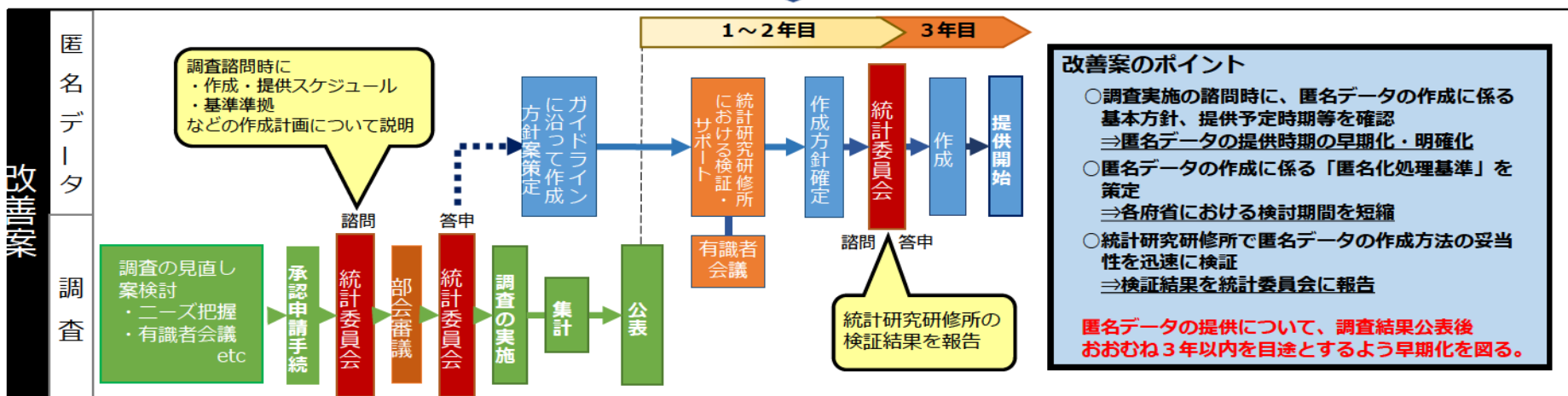
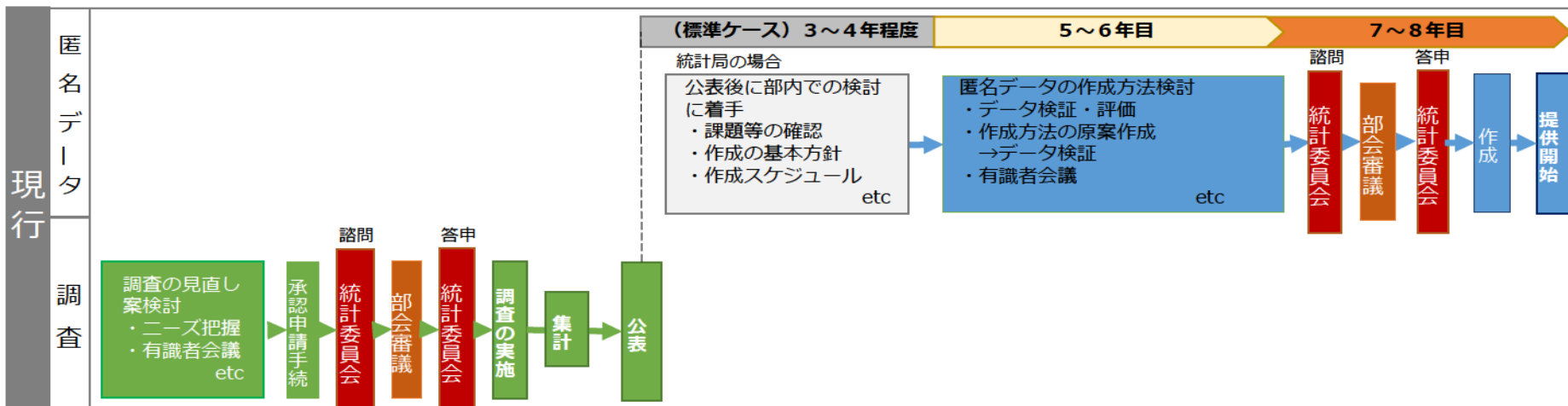
第Ⅲ期基本計画の計画期間中に匿名データの提供を開始できるよう、今後の検討のスケジュールについては、以下のとおり予定している。



(注) 令和5年3月には、平成30年調査の匿名データの提供を開始予定。以降は、調査結果公表後おおむね3年以内を目途に提供を開始予定。

(参考) 第4回統計制度部会(平成31年2月13日)における匿名データの提供早期化に係る資料より  
 匿名データの提供については、現行では、調査結果公表後7～8年目に提供が開始されているところ。  
 改善案として、調査結果公表後おおむね3年以内を目途とするよう早期化を図るとされている(別紙参照)。

# 匿名データの提供早期化



※ 過去の調査年次の匿名データ作成については、調査実施の諮問を伴わないため、上段のみの流れとなる。